

秋水園ふれあいセンター市民協議会
管理運営規則

改訂履歴

版数	制改定日	変更内容
初版	平成 15 年 05 月 01 日	規定制定
2 版	平成 16 年 04 年 01 日	第 4 条 第 5 条 第 7 条 3 項 第 9 条 3 項 第 17 条 2 項 第 19 条 4 項 第 20 条 「協議会」を役員会に 第 4 条 2 項「義務教育終了前」を明確化と「同意」を追加 第 7 条 2 項文章を明確化 第 8 条 2 項「義務教育終了前」を明確化 第 9 条 3 項「利用区分」を挿入 第 12 条 1 項「継続」を削除 第 12 条 2・4・5・6・7 項を追加 第 12 条 3 項「役員会が適正と認めた」を追加 第 13 条 2 項利用料の支払いを追加 第 18 条 2 項火器の使用場所を追加 第 18 条 10 項搬入・搬出の注意事項を追加 第 18 条 13 項多目的スペースと前庭の使用する際の届け出を追加 別表 利用料の表内「区分」を「利用区分」に変更 「カラオケ利用料」を追加
3 版	平成 17 年 11 月 01 日	指定管理制度導入に伴う変更 第 3 条 3 項「市の承認」を追加 第 5 条 {市の承認} を追加 第 13 条東村山市ふれあいセンター条例改定に伴い変更
4 版	平成 19 年 04 月 01 日	第 7 条「ただし、秋津町に居住する住民の利用受付は 2 か月前の 7 日前から行うことができる。」を削除
5 版	令和 2 年 11 月 01 日	管理運営規則別表（利用料）の項目の変更（和室→洋室）

秋水園ふれあいセンター管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、秋水園ふれあいセンター（以下「センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 利用者は、利用者間での「心のふれあい」を大切にし、資源が循環して利用されるまちづくりに寄与することを踏まえて利用するように努める。

2 利用者は、原則として市内に在住、在勤、在学の人とする。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日

(2) 1月1日から同月4日及び12月28日から同月31日まで

(3) 秋水園ふれあいセンター市民協議会（以下「協議会」という。）が特に必要と認め、東村山市（以下「市」という。）の承認を受けたときは、休館日を変更することができる。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、役員会が必要であると認めたときは、延長又は短縮することができる。

2 小・中・高校生等18歳未満の利用者が主たる構成員の利用者団体は、団体の責任者又は指導者の、同伴又は同意のもとに利用する。

(休館日の特例)

第5条 休館日におけるセンターの使用については、役員会が特別の事情があると認め、市の承認をうけたときは、許可することができる。

(施設の利用区分)

第6条 センター各室の利用時間区分は、次のとおりとする。

(1) 午前9時から午後12時30分まで

(2) 午後1時から午後5時まで

(3) 午後5時30分から午後9時30分まで

(受付期間等)

第7条 センターの利用受付けは、利用しようとする日の2ヶ月前からとする。

2 受付日が休館日と重なる場合は受付日の前日から利用受付けができる。

3 協議会が利用する場合及び役員会が特に認める場合は、利用しようとする日の6ヶ月前から利用受付けをすることができる。

4 利用受付け時間は、休館日を除き、午前9時から午後9時までとする。

(利用申込み)

第8条 前条の規定による利用受付後、1週間以内に秋水園ふれあいセンター利用申込書(第1号様式。以下「利用申込書」という。)に利用料を添えて、センターで協議会に申し込まなければならない。また、利用受付後1週間以内に利用申込書の提出がない場合は、利用受付けを取り消すことができる。

2 小・中・高校生等18歳未満の利用者が主たる構成員の利用者団体の利用については、団体の責任者又は指導者が申込みものとする。

(利用承認)

第9条 協議会は、利用申込書を受けセンターの利用を承認したときは、秋水園ふれあいセンター利用承認書(第2号様式。以下「利用承認書」という。)を交付する。

2 協議会は、センターの利用を承認しようとするときは、センター利用予定表に基づき日時等の調整を行い、支障がないと認めるときは、原則として申込みの順に承認する。

3 センターの利用は、月に8利用区分までとする。ただし、役員会が特別に認めた場合は、さらに月に最大2日間に限り、全館利用することができる。

(利用区分とは、1室を午前・午後・夜間利用した場合は3利用区分となる。

洋室通しは、2室とみなす。)

4 利用者は、利用承認書を利用のときに提出する。

(利用時間)

第10条 利用時間は、承認を受けた時間とし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用料)

第11条 センターの利用承認を受けた者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

(登録団体)

- 第12条 センターを利用しようとする団体は、あらかじめ秋水園ふれあいセンター利用団体登録申請書（第3号様式）を協議会に提出する。
- 2 役員会は、登録申請書を審査し、利用団体としての適否を判断する。
- 3 協議会は、役員会が適正と認めた団体を利用団体として登録し、秋水園ふれあいセンター利用団体登録書（第4号様式。以下「登録書」という。）を交付する。
- 4 小・中・高校生等18歳未満の利用者が主たる構成員の利用者団体は、団体の責任者又は指導者が申込むものとする。
- 5 利用者団体の登録申請書は、全員の住所・氏名を記載しなければならない。但し、役員会が特に認めた場合はこの限りでない。
- 6 センター利用団体登録申請書（第3号様式）の記載内容に変更があった場合は、直ちに変更手続きをしなければならない。
- 7 センター利用団体登録申請書（第3号様式）の記載内容に虚偽の記載があった場合には、その利用を停止する場合がある。
- 8 登録書の有効期間は2年とする。

(利用料の免除申請)

- 第13条 東村山市ふれあいセンター条例第9条に該当する者は、センターの申込みをするときに、秋水園ふれあいセンター利用料免除申請書（第1号様式と兼ねる。）を提出する。
- 2 役員会で、免除申請が承認されるまでは、利用料を支払うものとする。

(利用料の不還付)

- 第14条 既納の利用料は、還付しない。ただし、利用者の責任でない理由により利用できなくなったとき、又は利用の承認を取り消されたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料の還付請求)

- 第15条 利用料の還付を受けようとする者は、秋水園ふれあいセンター利用料還付請求書（第5号様式）に利用承認書を添えて協議会に提出する。

(利用権の譲渡等禁止)

- 第16条 利用者は、利用の権利を譲渡又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第17条 利用者は、その利用が終わったとき直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が故意又は過失により施設等を破損した場合は、修理等にかかる費用は利用者が負担する。ただし、役員会が認めた場合はこの限りではない。

(利用上の順守事項)

第18条 利用者は、センターの利用に当って、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 火災、盗難その他災害の防止に配慮すること。
- (2) 調理室・給湯室を除き、火気の使用は禁止する。
- (3) 危険物及び危険のおそれのあるものを持ち込まないこと。
- (4) 特別の設備をし、又は施設備え付け器具以外の器具を利用しようとするときは、協議会の指示に従うこと。
- (5) 利用時間区分を厳守すること。
- (6) 利用者の責任で整理整頓、清掃を行いごみは持ち帰ること。
- (7) 施設、設備及び器具を大切に取り扱い、汚したり壊したりしないこと。
- (8) センターでの飲食は原則として可とする。
- (9) センター内は全て禁煙とする。
- (10) 来館には障害者等を除き、車は使用しないこと。ただし、催し物等の搬入・搬出で駐車場を使用したいときは、利用申込時に協議会に申し出をし許可を受け、搬入・搬出終了後は、直ちに車を駐車場より撤去しなければならない。
- (11) 光熱水費等の節約に努めること。
- (12) 他の利用者、近所への騒音等迷惑にならないように努めること。
- (13) 多目的スペース又は前庭を使用する場合は、受付に住所・氏名・電話番号等を届けること。
- (14) その他センター内での決まりごとを守り、協議会の指示に従うこと。

(禁止事項)

第19条 個人、団体を問わず利用者は、センター内で次の事項を行ってはな

らない。

- (1) 営利を目的とした利用及び施設を利用した販売活動行為又はその他類似行為。
- (2) 政党、政治団体への参加・機関紙購読の勧誘等構成員獲得行為及び宗教、宗派の布教活動、宗教団体への入信・機関紙購読の勧誘等構成員獲得行為及びその他類似行為。
- (3) 葬儀のために利用すること。
- (4) 公序良俗に反する行為。その他、役員会が不相当と判断した行為。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、役員会で協議する。

別表

利 用 料

項 目	利 用 区 分		
	午 前	午 後	夜 間
	9:00~12:30	1:00~5:00	5:30~9:30
大集会室	1, 4 0 0 円	1, 6 0 0 円	1, 6 0 0 円
中集会室	6 0 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円
小集会室	3 5 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円
洋室（1）	6 0 0 円	6 5 0 円	6 5 0 円
洋室（2）	6 0 0 円	6 5 0 円	6 5 0 円
洋室通し	1, 1 5 0 円	1, 3 0 0 円	1, 3 0 0 円
調 理 室	4 0 0 円	4 5 0 円	4 5 0 円
そ の 他	<p>（1）洋室通しは、洋室(1)及び洋室(2)を同時に利用した場合の料金とする。</p> <p>（2）利用時間は後片付けを含む時間とする。</p> <p>（3）原則として部屋の利用回数は、1ヵ月に8利用区分までとする。</p>		

カラオケ利用料

項 目	利 用 区 分		
	午 前	午 後	夜 間
	9:00～12:30	1:00～5:00	5:30～9:30
カラオケ	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
その他	(1) カラオケ利用料は、利用料の免除対象とはならない。 (2) 平成16年7月1日より実施する。		